

令和6年10月3日
(事務連絡)

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

中期中絶手術を行った場合における
人工妊娠中絶実施報告票記入方法の変更につきまして

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、大阪府より人工妊娠中絶手術において中期中絶薬を使用した場合に、中絶薬を使用した旨を人工妊娠中絶実施報告票（以下、報告票という。）に記載していただきたいとの依頼がございました。

従来では、経口中絶薬を用いた初期中絶手術を行った場合のみ、報告票における中絶薬使用有無の記載を求めており、中期中絶手術を行った場合には、報告票における中絶薬使用有無の記載に関しては求めておりませんでした。今後、中期中絶手術を行った場合は、報告票に中絶薬使用有無を記載していただくこととなりました。

変更時期は、令和6年10月分の人工妊娠中絶実施報告（令和6年11月10日提出締切）からとさせていただきます。

具体的な記載方法は、中期中絶手術を行ったとき、従来の報告票を使用する場合は「備考欄」に中絶薬投与の有無を、「中絶薬投与の有無」欄の追加された新様式の報告票を使用する場合は当欄へ記載をしていただく形となります。なお、中絶薬を使用しなかった場合でも、「中絶薬使用無」と記載していただく必要がありますのでご留意いただければと存じます。詳しい記載方法に関しては、別添の「中期中絶手術を行った場合の報告票の記載参考例」をご覧ください。

また、本変更は中期中絶手術を行った場合の報告票の記載方法に係るものでありますので、経口中絶薬を用いない初期中絶手術（妊娠週数11週6日まで）に関しましては、中絶薬使用有無の記載は必須ではございません。

よって、当会より、有床の母体保護法指定施設へ「中期中絶手術を行った場合の報告票の記載参考例」および「新様式の報告票」を早急に配布させていただきます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会所属の医療機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 大阪府医師会総務課企画室
TEL 06-6763-7021 Fax 06-6764-0267
E-mail: botai@po.osaka.med.or.jp